

## 計画策定の目的

近年、少子高齢化や世帯構成の変化、多様な価値観やライフスタイルの広がりなどで新たな課題が顕在化し、地域を取り巻く状況も多様化、複雑化しています。平成30年以降の計画策定においては、国が示す「地域福祉計画策定ガイドライン」に準拠することや、他の福祉分野では管轄外となる人たちも対象とする状況を踏まえ、さらに活動を発展的に進め、新たな課題への対応を行うために本計画を策定します。



## 計画の位置づけ・期間

「輪島市総合計画」の下位計画として関連する分野別福祉計画を横断的につなげ、「成年後見制度利用促進基本計画」「再犯防止推進計画」を含むなど、すべての市民を対象とした地域福祉を推進するための計画です。輪島市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」とも連携を図り、重層的な地域福祉の推進を図ります。

令和4年度から令和8年度までの5年間の計画期間とし、社会情勢の変化等必要に応じて見直しを行います。



## 計画の推進体制

市民、地域、事業者、社会福祉協議会、行政など各主体が一体となって、地域福祉の目標実現に向けた活動が重要になります。

地域における支え合い助け合える関係性の構築、市民活動等を通じた地域福祉の活性化、地域福祉推進をコーディネートする中心的な役割、住民が主体的に課題解決に取り組む地域づくりのサポートなど、それぞれの主体ごとに役割を持ちながら推進します。

また、行政では社会福祉協議会との連携、社会福祉協議会やボランティア・NPOへの活動支援、人材の確保・育成、コロナ禍をきっかけとした「新しい日常」への対応なども踏まえて、本計画の推進を図ります。

## 概要版

# 第3次輪島市地域福祉計画

令和4年度～令和8年度

## 基本理念

ふれあい 助け合い 支え合う お互いさまの地域づくり

支援が必要な人に適切な支援が届く地域社会を形成するためには、地域の中でお互いに思いやりの心を持ち、ともに助け合うこと、そういった地域を担い手や関係機関、行政が連携しながら支え合うことが重要です。本計画では、上記の基本理念を掲げ、地域共生社会の実現に向けて取り組みます。



# 基本目標 1 市民主体の地域福祉活動の意識づくり

地域活動に参加する人材を増やしていくためには、地域福祉に対する理解を深めることが大切です。そして、誰もが自分らしく生活を送りながら、多様な人々と交流を深め、住民同士のつながりを強化していくことで、地域の活性化を図ります。

自助

## 1. 誰もが活躍できる場の創出

地域の誰もが活動に参加できる活動や場づくりを行うとともに、すでに活動している団体にとって有益な情報を提供したり、団体同士の交流を図れる機会を提供し、活気のある地域福祉活動ができるよう、支援を行います。

- 地域の様々な活動や行事に参加してみましょう。
- 自分も地域の担い手という意識を持ってみましょう。
- 団体の活動内容を市民に知ってもらえるよう情報発信し、参加してもらいやすい環境をつくりましょう。

市民や地域で取り組んでほしいことです!



## 2. 地域で活躍する人材の育成

地域活動が活発に行われるよう、人材の発掘や担い手を育成するため、ボランティア講座やリーダーの育成に向けた学習会を開催したり、活動の運営に関する相談体制を整えるなど、各種団体と連携しながら、組織づくりに関する支援を行います。

- 自分の特技や能力を活かし、いろいろなボランティア活動に参加してみましょう。
- 地域のボランティア活動の情報提供をすることで、市民の参加につなげましょう。
- 地域のリーダーとなる人材を育てましょう。



## 3. 地域福祉の理解促進と福祉の心の育成

市民の福祉に関する理解を深めるため、地域福祉の意識を高めるための情報を発信したり、福祉に関する講座や学習をする機会の提供など、年齢を問わず福祉教育に触れることができる環境づくりに取り組みます。

- 人権や福祉に関する学習会に参加しましょう。
- 家庭や地域の中でも、相手を思いやる気持ちの大切さを学びましょう。
- 市民が福祉について、もっと関心を持ってもらえるよう、周知や啓発活動をしましょう。



# 基本目標 2 自分たちで地域課題を解決するための地域力の強化

市民がお互いの立場や考え方を理解して、助け合うことは地域福祉の原点です。地域や様々な機会における交流を通じて、人と協力しあうことや相手を理解する意識を高め、すべての市民が分け隔てなく暮らせる地域づくりを目指します。

共助

## 1. 地域課題発掘の仕組みづくり

様々なツールを活用して、ボランティア活動や地域福祉についてわかりやすい情報の発信に努めるとともに、市民が地域の福祉に関する課題を「我が事」として考えられ、困っている人や問題を発見した時に、関係機関につなげられる体制づくりに取り組みます。

- みんなが暮らしやすい地域について考えてみましょう。
- 関係機関や行政からの情報を地域全体で共有しましょう。
- 日常生活で支援が必要だと思う人に気づいた時は、専門機関や行政に相談しましょう。



## 2. 地域住民の交流促進

市民同士の交流を活発にするために、地域で取り組む交流の場づくりや、誰もが参加しやすい環境づくりを支援することで、地域活動への積極的な参加や交流を通じて、市民が地域のことを知る機会につなげていきます。

- 地域の交流会やイベントに参加してみましょう。
- 市民が気軽に集える居場所づくりを進めましょう。
- 高齢の人が持つ経験等を活かした、幅広い世代でふれあえる機会を増やしましょう。



## 3. 地域共生の推進

日常生活で気になる人への声かけや、地域で手助けができる雰囲気づくりを進めるとともに、子育て中や障がいのある人、高齢の人等で支援が必要な世帯へ向けた対応も含め、みんなが安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

- 近所の人と積極的にあいさつをしましょう。
- 地域にある困りごとについて関心を持ちましょう。
- 福祉課題やその解決に向けて話し合う場をつくりましょう。



## 4. 見守りとつながりで安心・安全に暮らせる地域づくり

非常時に対応できる地域づくりは大切であり、防犯や災害面において見守り活動の意識を高めることや、地域の助け合いの関係性づくりに取り組むとともに、災害に備えた避難支援体制の整備に努めます。

- 避難訓練に参加し、災害に備えましょう。
- 地域の見守り活動については、個人情報に注意しながら、情報を共有していきましょう。
- 防犯意識を高めましょう。



# 基本目標 3 支援を必要としている人を助ける重層的な支援体制づくり

支援を必要とする人が、必要な時に相談に乗ってもらい、適切な支援につながるまちづくりを目指します。社会福祉協議会と行政、関係団体が地域の実情を把握しながら、誰一人取り残すことのない支援体制づくりに取り組みます。

公助

## 1. 社会福祉協議会等の関係団体との連携強化

地域の福祉力を向上させるため、社会福祉協議会を中心に活動団体との連携を深めるとともに、地域の課題など情報を共有できる場をつくり、支援する体制の強化に取り組みます。

- 社会福祉協議会や関係団体の活動について、積極的に情報を入手しましょう。
- 社会福祉協議会の活動に積極的に参加しましょう。
- 社協や行政と連携して、福祉活動を推進しましょう。



## 2. 断らない相談支援の推進

市民が困りごとなどで気軽に相談することができるよう、関係機関と連携を図り、相談窓口の情報提供や、適切な支援につなげられる相談体制の充実に取り組みます。

- 福祉サービスや相談窓口の情報を把握しましょう。
- 困りごとを把握した時は専門機関や行政と連携しましょう。
- 困りごとがある時は、ひとりで抱え込まないようにしましょう。



## 3. 複合化する課題を抱えた人への支援

(再犯防止推進計画含む)

従来の支援だけでは十分でないケースや課題について、関係機関等と連携し、多角的な支援ができる体制づくりを進めます。

- 8050問題や孤立など、複合化する課題について理解を深めましょう。
- 地域に複合化する課題のある人がいたら、地域や団体等と協力し、適切な支援につながるようにしましょう。



## 4. 権利を守るための支援

(成年後見制度利用促進基本計画含む)

市民が人権を守られることの大切さを理解し、人権意識を高めることは、虐待等を未然に防ぎ早期の発見にもつながります。人権擁護や虐待等の情報発信、相談支援体制の強化に取り組みます。

- 人権擁護や虐待・DVIについて理解を深めましょう。
- 地域でDV等に気づいたら、速やかに関係機関に連絡しましょう。
- 成年後見制度について理解しましょう。

